

指定管理者が行う管理の範囲・内容等

1. 朝倉地域体育施設（朝倉体育センター、朝倉球場、朝倉テニスコート、朝倉ゲートボール場）の管理運営に関する基本方針

朝倉市体育施設条例（平成23年朝倉市条例第9号。以下「条例」という。）第15条の規定によるもののほか、朝倉市体育施設条例施行規則（平成23年朝倉市教育委員会規則第8号）の規定及び関係法令の規定に従って、体育施設の管理を行う必要があります。

2. 全部委託の禁止

指定管理者は、体育施設の管理に関する業務を一括して第三者に委託（再委託）し、又は請負わせてはなりません。ただし、清掃、警備、電気保安業務等の管理運営業務の目的を損なわない業務については、この限りではありません。なお、このような外部委託を行う場合は、教育委員会へ報告の義務があります。

3. 朝倉地域体育施設運営にあたる実績について

朝倉地域体育施設に関する過去4年間の収入、支出実績等の資料は、別紙1～5のとおりです。

4. 管理範囲について

朝倉地域体育施設に関する管理範囲は、別紙6に定めるとおりとします。

5. 施設の利用、受付等に関する業務

- ① 施設の貸出し業務
- ② 施設使用の申込み、取消しの受付
- ③ 利用の許可
- ④ 利用料の徴収、減免、還付
- ⑤ 電話の受付
- ⑥ 大会時の早出…年間100時間程度大会開催等による早出があります。
- ⑦ 施設の備品の貸出し
- ⑧ 施設・設備等の使用説明
- ⑨ 問合せや施設見学等への対応
- ⑩ 要望・クレーム等への対応
- ⑪ 体育施設利用許可申請において発生した個人情報の保護
- ⑫ その他必要に応じて生じた業務

6. 施設管理業務

- ① 施設の開錠（機械警備の解除）及び施錠（機械警備の開始）
- ② 遺失物、取得物の処置、保管
- ③ 部屋の鍵の開け閉め及び点検
- ④ 各部屋、通路、ロビー等の点灯と消灯
- ⑤ 施設内の巡回
- ⑥ 施設内の備品について台帳を作成し、良好な状態に保管・管理すること
- ⑦ 管理日誌等に管理状況等を記入し、保管すること
- ⑧ 消防法に基づく防火管理者を配置し、火災等緊急時の適切な対応に備えること
- ⑨ 緊急時の連絡体制の整備
- ⑩ 停電時の対応（誘導灯の復旧・事務所の中央監視システムの復旧）
- ⑪ 設備等に異常が起きた場合の対応

施設内に異常が発生した場合及び事務所内の中央監視盤に設備等の異常の信号が表示された場合は速やかに現場確認し、対応すること。

- ⑫ 個人情報保護法を遵守すること
- ⑬ その他管理運営上、必要に応じて教育委員会が要請する業務

7. 清掃業務

- (1) 施設の日常及び定期清掃業務（別紙7、8）

(2) 水槽清掃等作業

- ① 高架水槽清掃（12.0トン 1基）
- ② 受水槽清掃（12.0トン 1基 10.0トン 1基）
- ③ 滅菌機管理作業（1回／月）
- ④ 水質検査（11項目 1式）
- ⑤ 水質検査（15項目 1式）

(3) 球場、テニスコート及びゲートボール場その他付帯施設の除草・清掃業務

- ① 別紙6に定める範囲の除草・樹木剪定・処分（除草…適宜、剪定…年1回以上必要に応じて）
- ② 病害虫の防除（発生状況による）
- ③ 排水溝等の清掃（適宜）
- ④ 屋外施設の整地・土の補充（適宜）
- ⑤ 常に施設を清潔に保つこと

(4) その他

法定検査の結果を記録、保存し、併せて指定者に報告してください。

8. 自家用電気工作物の保安管理業務

(1-1) 対象電気工作物の概要

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 事業場の名称 | 朝倉市朝倉体育センター |
| ② 事業場の所在地 | 朝倉市宮野2000番地1 |
| ③ 受電設備容量 | 105 キロボルトアンペア |
| ④ 受電電力 | — キロワット |
| ⑤ 受電電圧 | 6,600 ボルト |
| ⑥ 非常用予備発電装置 | |
| ア 発電機定格容量 | 28 キロボルトアンペア |
| イ 発電機出力 | 22.4 キロワット |
| ウ 発電機定格電圧 | 210 ボルト |
| エ 原動機の種類 | ディーゼル |

(1-2) 対象電気工作物の概要

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ① 事業場の名称 | 朝倉球場（朝倉テニスコート・朝倉ゲートボール場含む） |
| ② 事業場の所在地 | 朝倉市宮野2003番地1 |
| ③ 受電設備容量 | 295 キロボルトアンペア |
| ④ 受電電力 | — キロワット |
| ⑤ 受電電圧 | 6,600 ボルト |
| ⑥ 非常用予備発電装置 | |
| ア 発電機定格容量 | — キロボルトアンペア |
| イ 発電機出力 | — キロワット |
| ウ 発電機定格電圧 | 210 ボルト |
| エ 原動機の種類 | ディーゼル |

(2) 保安管理業務の内容

- ① 電気工作物の維持及び運用を適正に行い、また、当該電気工作物の点検、測定、試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項、その他必要な事項がある場合は、これに対応する必要があります。
- ② 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置を行い、事故原因を探求し再発防止に努め、また必要に応じ精密検査を行ってください。
- ③ 法令の基づく官庁検査に立会いをしてください。

(3) 保安管理業務の方法

- ① 点検、測定及び試験は、次に掲げるものとします。
通常点検 1ヶ月 1回
定期点検 1ヶ年 1回
- ② 絶縁監視装置を設置する場合は、正常に装置が稼働するようメンテナンスを行わなければなりません。

(4) 記録書類の整備保存・報告

実施者及び点検等に係る記録を保存し、業務が終了した際は指定者に報告してください。

9. 朝倉体育センター消防設備等点検業務

(1) 点検内容

- ① 消防法第17条の3の3に基づく次の各設備の点検と消防署への報告業務
《点検項目》
 - ア 消火器具の点検
 - イ 屋内消火栓設備の点検
 - ウ 自動火災報知設備の点検
 - エ 非常警報器具及び設備の点検
 - オ 誘導灯及び誘導標識の点検
 - カ 非常電源（自家発電設備）の点検
 - キ 防排煙制御設備の点検
- ② 消防法第17条の3の3並びに消防法施行規則第31条の6第1項、第2項及び第3項に定める点検を実施してください。

(2) その他

点検は、消防整備士又は消防設備点検資格者が行い、結果の記録と報告を行ってください。

※ 朝倉体育センターについては特例認定を受けており、認定期間が満了を迎える際には、消防機関に必要な書類を提出し、要件に適合すると認められた場合には、認定を受けることができます。

10. 機械警備について

機械警備業務の対象およびその内容等は次のとおりとします。（朝倉体育センターのみ）

(1) 警備対象（別紙9）

所在地 福岡県朝倉市宮野2000番地1
名称 朝倉市朝倉体育センター
(電話番号 0946-52-3160)

（2）業務内容

- ア 監視情報異常の早期発見と対応及び処置
- イ 事故確認時における緊急連絡先及び関係機関への通報連絡
- ウ 警備実施事項の報告

1 1. 個人情報の保護と情報公開

（1）個人情報の取り扱い

指定管理者は、朝倉市個人情報保護条例（平成18年朝倉市条例第10号）の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用することはできません。

（2）情報公開

指定管理者は、朝倉市情報公開条例の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めていただきます。

1 2. 事務引継等

（1）事前準備

- ① 指定管理業務開始前において、市及び現指定管理者から業務引き継ぎを受け、本業務に必要な資格者及び人材を確保し、業務従事予定者に対して必要な研修を行い、業務を習得させてください。
- ② 指定管理者の負担で準備する備品、消耗品類その他本業務の実施に必要となる物品等の調達、必要書類作成等を漏れなく行ってください。
- ③ 事前準備にかかる費用については指定管理者の負担となります。

（2）引継ぎ

- ① 指定管理者は指定期間満了後（指定の取消し含む）、次期管理者が円滑に施設の管理運営業務を遂行できるよう、市及び次期管理者に引継ぎを行わなければなりません。
- ② 業務引継ぎの際には、必要なデータ、文書等を市及び次期管理者に提供してください。
- ③ 指定管理者更新の際、指定管理者が調達した備品等については、市と協議のうえ施設に設置しておくことができます。

1 3. その他

この文書の定めるもの他、疑義が生じた事項については朝倉市と協議のうえ決定します。